

# 平成23年度 藤枝市議会9月定例会

## 健康福祉委員会委員長報告書

(陳情審査)

平成23年9月30日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、  
陳第2号「放課後児童クラブに関する、真相の究明を求める陳情」  
について、ご報告致します。

本陳情の審査については、2回の委員協議会と4回の委員会審査を開催致しました。

なお、陳情者が求めている真相の究明にあたっては、本委員会として当時の状況を把握するため平成21年度・22年度の健康福祉部長、平成20年度・21年度のすこやか放課後児童クラブの運営委員長、さらに、主任指導員の3名について参考人として出席を求めました。その結果、健康福祉部長と運営委員長には出席をいただき、当時の状況を伺うことができました。

それでは、委員会における本陳情の、経過と結果について、主な質疑を中心にご報告致します。

初めに、「陳情書には平成22年3月に不適切な勤務状況などが明らかにされた。とあるが、添付された資料によれば、市では平成19年度から注意していたとある。どの様な対応・指導を行い、どの様な認識であったか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成 19 年 9 月の時点で、午前中からの勤務報告があるなど、ほかのクラブに比べて賃金の支払額が非常に多いことがわかった。10 月にその勤務実態を調査し、主任指導員に事情聴取したところ、午前中は児童クラブを開所しておらず、おやつの買い出し、お便りの作成等の仕事を自宅で行っていたとのことであった。しかし、その他の児童クラブとの均衡を欠くことになるので、嚴重に注意を与えた。

その後、注意を与えたことで賃金は、平成 20 年 1 月から 3 月分が適正に支払われたため正常な形に戻り、改善されたと認識していた。

この件に関して、本来であれば、放課後児童クラブの運営委員会に改善を求めるべきであったが、指導員に直接指導したところに、市として指導の問題点があったと認識している。」

という答弁がありました。

次に、「添付資料を見ると 21 年度に再び元に戻ってしまった、という認識で良いか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「再度、同じことが起こっていることが分かったのは平成 21 年度末である。そのため平成 22 年 3 月に運営委員会、社会福祉協議会と善後策を協議するとともに、22 年 4 月には指導

員に強く指導し、以降時間外賃金は他のクラブと同様に扱われている。」

という答弁がありました。

次に、「今回の様なことがおきて、報酬費関係は社会福祉協議会に委託した方がすっきりするのではないか、社会福祉協議会の関わりについて改善していく考えがあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「放課後児童クラブは、地域の皆さんにボランティアでお願いしてきた経過があり、それが色濃く残っている。

子どもを預かるという非常に大変な仕事を地域にお願いして来て、そのウエートがどうかという指摘もある。一方、社会福祉協議会の受け皿としての体制の問題もあるので、十分協議しながら慎重に検討し、対応していきたい。」

という答弁がありました。

次に、「他のクラブに比べて賃金の支払額が多く注意したとのことだったが、陳情文書で言われている指導員の『一部賃金の返納』に関わる事として金額の根拠と処理等はどのようになったのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「一部返納の金額は担当所管課から先に示したも

のではなく、平成 22 年 8 月に当該者から返納したいが判断が付かないので、根拠を示して欲しいとの依頼があり、法制度及び社会通念上を鑑み昼休みの時間について、平成 21 年 4 月から 7 月、9 月から翌年の 1 月と 3 月分を計算して参考額としてお知らせした。参考額を示したあと、当該者は当時の運営委員長にお金を渡したようであるが、運営委員長からは運営委員会には報告せず、また当該者に返したいと連絡があった。当該者からは、運営委員長から返金されたがどうしたらよいかとの相談があったので、運営委員会が受け取らないのであれば市でお預かりしますと申し上げた。しかし、市に持って来ることはなかったので今年の 1 月に確認をした。」

という答弁がありました。

参考人として出席された運営委員長からは、「平成 19 年に児童課が指導員に対して指導したことは一切伝えられずにいたので、児童クラブは順調に運営されてきたものと思っていた。経験の浅い自分としては、主任指導員を信頼し、現場のことは任せてきた。ただ、今思えば運営など反省すべき点があった。しかし、運営委員会の開催回数を増やすなど、不十分ながらも内容の充実に努めたつもりである。

私の責任を果たすためにも、恥を忍んで陳情者の一人となった。このことは、保護者の皆さんから大切な児童を預かる立場の者がしっかりと説明を果たす必要があるからと考えたからでもある。」と述べられ、

さらに、

「他のクラブでは支払われていなかった分について、自主返納していただければ、私は納得できます。それだけです。」

と言われました。

次に、一委員より、「今回の陳情の内容は、あくまでも運営委員会の中で決着することであって、既に承認されている。

陳情として出されること自体適切ではなく、却下するべきが妥当と考える。」という意見がありました。

次に他の委員より、「市内第 1 号の放課後児童クラブにとって、運営委員長が自ら不名誉なことと言っておられたが、市民の会も今年になって発足している。陳情は、市民の声として尊重したい。運営委員会も執行部も自主返納を求めていくと答弁している点は委員会としても受け止める必要がある。」という意見がありました。

続いて討論に入り、

初めに、「この陳情は取り上げるべきではないという立場であり、

・ 昨年の 9 月議会で監査委員への同趣旨の申し入れなども明らかにされ、その決算を承認し、決着済みの問題であること。

・ 賃金の支払いについては、運営委員会で決算承認されていること。

・ 1 年前に決着済みのものを今度は議会に出してくること自体、請願権の乱用と言われても仕方がない。との理由から、本陳情は取り上げるべきでは無く反対する。」

という討論がありました。

次に、「昨年 9 月に申し入れ書は提出されたが、それ以降に地元で動きがあり今回の陳情書の提出となった。委員会としては真摯に受け止め議論されるべきものであり、参考人も呼んで審査をした。

特に当時の運営委員長は、慣例の中で行われて来てしまったことの運営を恥じ、責任を感じて陳情に至った。他の児童クラブで同じ様なことが起こらないための反面教師として、透明性のある児童クラブの運営がされるよう対処方についての趣旨を採択したいと考える。

また、自主返納されていない金額については、当事者間で話し合いがなされ、善処されることを求めたい。」  
という討論がありました。

以上の様な審査を経て、採決の結果、本陳情については、賛成多数で「趣旨採択」すべきものと決定致しました。

以上、ご報告致します。